

くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー6・7月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

蜂の巣があったので、ネットで検索し「500円～」と書いてあった駆除業者に連絡した。業者が来訪し、見てもらったところ「刺されたら大変だ。近所の人を刺したりしたら補償問題になる」といわれ、怖くなり依頼した。その際見積り額は提示されなかった。作業終了後、契約書兼請求書を渡されたが、約15万円と高額だった。支払わなければいけないが。

(80歳代)



ネットの価格と全然違う!?

害虫駆除サービスのトラブルに注意

ひとこと助言



見守るくん

●害虫(蜂、ゴキブリ等)駆除サービスの作業内容や料金は、害虫の発生原因や状況等によって様々になることが一般的です。サイトや広告で「料金〇〇円から」と表示されていても、現場の状況次第では、表示された最低料金で依頼できるとは限りません。特に、極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意が必要です。

●自宅に害虫が出ると慌ててしまいがちですが、本当に緊急を要するものなのか等を冷静に考えることが大切です。複数社から見積もりを取り、比較検討してから依頼しましょう。不安をあおるなどして他の事業者と比較・検討する機会を奪うような事業者とは、契約しないようにしましょう。

●クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときはお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください(消費者ホットライン188)。

資料：
国民生活
センター
「見守り
新鮮情報」

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第546号(2026年7月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

6月・7月報告 消費生活関連



電話勧誘

- ・ひかり電話の勧誘。電話代が安くなると言われたが断った。電話会社を騙ってアンケートの自動音声流れた。大手電話会社の名前で電話が来たが受けなかった。宅配事業者名で「お荷物のことで」とナビダイヤルに誘導する音声ガイダンスが流れた。(運輸・通信9件)
- ・「電力サービスのお知らせ」「電気代が安くなる」との自動音声で電話があった。(電気2件)
- ・以前購入した健康食品の業者から別の商品のセールス電話が来た。(健康食品1件)
- ・音声ガイダンスで「住まいについてのアンケート」と連絡があった。(土地・建物・設備1件)
- ・結婚相談会の案内「仲人もしている。該当の子どもはいないか」と言われたが断った。(他の役務1件)
- ・「不用品はないか、近日そちらの地域をまわる」と言われたが電話を切った。海外の番号から携帯電話に着信があったが受けなかった。0800から始まる電話がきた。(商品一般9件)。

通信販売

- ・PCの使用時、突然「あなたのデータが盗まれました。PCを切らないで。TELしないとデータが消失する」と電話番号が表示されたが、再起動で表示が消え、通常に戻った。(教養・娯楽1件)
- ・生命保険会社名で「保険料最終納付案内」「前月分の保険料引き落としが不成立となりました。最終警告です。〇〇ペイ決済専用窓口となります。他手段は未納扱いになります。無視時は法的訴訟、強制執行及び差し押さえ予告を実施します」とのメッセージが届いた。銀行系カード会社名で「ポイント進呈手続きのご案内」とのメールが入った。等(金融・保険15件)
- ・大手通信販売会社名で「注文品を住人の方に直接手渡ししました。問い合わせはこちら」「無料インターネット接続登録認証の仮登録が完了した」とURLのクリックを誘導している。(運輸・通信2件)
- ・通信販売の事業者名で「お客様のご注文商品を本日配達します」とメールがあり「配達に関する詳細情報を見る」と色が違う文字があった。(商品一般4件)
- ・「当選しました」「450円支払い確認」「重要なお知らせ」「会員様限定」等のメールが届いた。

(その他4件)

訪問販売

- ・布団の打ち直しや羽毛布団のクリーニングの勧誘だったが「何もない」と断った。(ふとん1件)
- ・「ガス代が高くないですか」と事業者が訪問。会社名は、はっきり答えてもらえなかった。(ガス1件)

その他

- ・新聞折り込み広告に買取業者のチラシが毎日のように入っている。「出張買取いたします」などと記載されたものも多い。(商品一般1件)

消費生活相談員からのコメント

自動音声での「勧誘」や「アンケートを口実に何かの情報を得ようとする電話」、「実在する事業者名を騙った迷惑メール」に関する報告がたいへん多くなっています。契約関係のある事業者なのか、詐欺なのか見分けがつかない場合があるため、たとえ契約関係のある事業者名からのお知らせだとしても、気になるときは、別途調べた電話番号など、別の方法で問い合わせをするなどの慎重さが必要です。

また、不用品の買取事業者からの勧誘についても「新聞折込広告が毎日のように入ってくる」との報告もありました。国民生活センターの注意喚起情報によると「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」「訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする」「売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる」「二束三文で貴金属を買い取られてしまった」などの事例が報告されています。不用品を買い取ってもらう時は、信頼できる店舗など、慎重に選びましょう。

(参考：国民生活センターHP)

6・7月報告 食品の品質表示

品目別		月	調査品	表示事項	調査延べ 店舗数	表示状況			
						1回目		2回目	
						有	無	有	無
生 鮮 品	農産物	6月	キャベツ	名 称 産 地	20	10	0	10	0
			さくらんぼ		20	10	0	10	0
		7月	トマト		20	10	0	10	0
			桃		20	10	0	10	0
	水産物	6月	魚		20	10	0	10	0
		7月	貝		20	10	0	10	0
	産畜物	6月	豚肉		20	10	0	10	0
		7月	牛肉		20	10	0	10	0
加工食品		6月	かに缶詰	第1原材料の原産地表示・原材料名 添加物・消費期限 賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	10	0		
		7月	パン		10	10	0		

◆報告



- ①生鮮食品で容器に入れられ包装された魚等には消費期限が表示されていますが、氷の中に入った魚介類が包装されずバラ売りされている場合は消費期限や保存方法等表示は必要ないのでしょうか。
- ②かに缶詰の原産地表示が産地記号(JP)で記載と表示されていた。
- ③加工食品「鯨ベーコン」を購入したが、メーカーのパッケージ袋のまま食品トレーに入っていた。一般消費者は加工食品で義務表示とされる原産地表示・原材料名・消費(賞味)期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー表示・栄養成分表示については、トレーの中に入っているため購入後に加工食品の入っているビニール袋を確認しなければ見ることができない。これらの表示は適正なのだろうか。

消費生活相談員より

- ①「氷の中に入った魚介類」は生鮮食品と考えられますので、食品表示基準第22条(表示の方式等)「容器包装に入れられていない生鮮食品にあつては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示する。」が適用され、消費期限や保存方法等の表示は必要ありません。見やすい場所に産地と名称等の表示があれば、商品自体への表示はなくても問題ありません。
- ②食品表示基準 Q&A には、「記号及び当該記号に対応する原産地を容器包装へ表示した上で、一括表示枠内の原料原産地名欄に、①産地表示する原材料②記号を用いて表示する旨③記号の表示箇所を明記した上で、一括表示枠外へ表示するなど、消費者が誤認をしないように分かりやすく、記号による原料原産地表示もできる」と記載があり、適切な表示と考えます。
- ③「鯨ベーコン」の表示については今回の調査品目には入っていませんでしたが、「気付いたこと」として写真付きで報告いただきました。内側のパッケージ袋と外側の食品トレーの表示に違いがあるということは消費者に混乱を招くもので、店舗に改善を要望しました。

～編集後記～

8月6日、大崎市地域交流センター研修室において、「第1回消費生活講座」を開催しました。「家も心もスッキリする生前整理講座」と題し、仙台スッキリお片付け haco 生前整理アドバイザーの阿部葉子氏を講師に迎え、約1時間の講義と質疑応答を行い、36名の皆さまに受講いただきました。申込時から本講座への関心の高さがうかがわれ、定員の都合により、残念ながら受講をお断りせざるを得なかった方もいらっしゃいました。多くの皆さまからお申し込みをいただき、ありがとうございました。9月17日には、「相続登記、そのままにしていますか？」と題し、「第2回消費生活講座」を開催します。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く) 午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)



8月6日(木) 第1回消費生活講座「家も心もスッキリする生前整理講座」が開催されました。

令和8年8月26日 発行